

「ゼロカーボン促進PR業務」業務要求仕様書

1 業務名

ゼロカーボン促進PR業務

2 業務目的

本業務は、市域における脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電設備の普及に係る動画の作成及び広告を行うほか、本市の環境啓発事業の遂行に際し、脱炭素に関する統一したデザインによる横断幕や備品等を制作することを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日から2027年(令和9年)3月31日まで

4 業務内容

(1) 動画制作

ア 構成・編集

(ア) 受託者は、次の項目を踏まえた動画の構成・編集等を、委託者と協議のうえ行うこと。

- a 太陽光発電設備の普及促進
- b 藤沢市地球温暖化対策設備に関する補助金の案内

(イ) 動画の構成は、本市の特徴を踏まえた藤沢市らしいものであり、業務目的に沿ったものとすること。

(ウ) 動画の編集は、原則として次の事項について対応するものとする。

- a 映像のカットと繋ぎ合わせ
- b 音声・テロップ挿入
- c BGM挿入(著作権フリー)

イ 撮影

(ア) 受託者は、上記アに基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行うこと。

(イ) 撮影場所は藤沢市内とし、次の内容は委託業務に含むものとする。

- a 資料・素材の収集(既に保有している場合はこの限りでない)
- b 出演者の手配

(ウ) 受託者は、撮影の際、管理者等から撮影許可を取得すること。

ウ 成果品

(ア) 本業務で制作する動画は、15秒程度を1本、30秒程度を1本の計2本とする。

(イ) 動画の規格は 16:9 のフルハイビジョン(1920×1080)映像とする。

(ウ) 動画の納品は、使用に合わせて以下を制作するものとする。

- a DVD ディスク …… 1動画当たり3枚(盤面印刷含む。コピー可能なもの)
- b Blu-ray ディスク … 1動画当たり3枚(盤面印刷含む。コピー可能なもの)

- c 配信データ A …… 3種類(各種広告媒体で再生可能な形式(WMV、MPEG4、MOV))
- d 動画の制作に使用した写真や各シーンの静止画等を保存した DVD・1枚
(盤面印刷含む。コピー可能なもの)

エ その他

- (ア) 社会通念上不快と思われるシーンは使用しないこと。
- (イ) 景品表示法等の関係法令を遵守すること。
- (ウ) 制作した動画は、市ウェブサイト、市公式SNSのほか、Web 広告における各種広告媒体での発信が可能なものとすること。
- (エ) 路上や公共の場所における撮影は、通行車両、自転車あるいは歩行者との接触などによる事故を防止するための対策を講じること。

(2) 広告

ア 広告媒体

- (ア) 受託者は、「(1) 動画制作」で制作した動画を、次の広告媒体により配信する。なお、必要に応じて動画配信のための調整・動画掲出・配信作業等の実施に伴う一切の手続きを行うものとする。
 - a Instagram 広告(ターゲティング広告)
 - b YouTube 広告(インストリーム広告)
- (イ) 上記(ア)の広告における目標クリック数は、a・b 合わせて 5,000 回以上、想定表示回数は、a・b 合わせて 1,000,000 回以上とする。

イ ターゲット

ア(ア)a 及びbの動画広告については、市内在住かつ「太陽光パネル」「戸建て購入」などのキーワードで、Google 検索履歴がある、又は YouTube 動画閲覧履歴がある層をターゲットとする。なお、より詳細なターゲットの絞り込みについては、委託者と協議のうえ決定するとともに、広告配信開始後の状況により、必要に応じて見直し・変更を行うこと。

ウ 効果測定等

受託者は、動画広告について効果測定を行い、少なくとも次の項目について委託者の求めに応じて具体的に報告レポートを提出(中間報告、最終報告を含む)すること。その他効果測定に必要な事項は、委託者と協議のうえ決定すること。

- (ア) 動画広告の再生回数(例:週単位の表示回数、視聴回数、再生完了数、再生割合に応じた再生回数)
- (イ) 閲覧者の属性(例:性別、年齢層別、利用デバイス比率等)

エ 広告期間

「(1) 動画制作」に定める動画を制作後、2か月間以上とする。詳細については委託者と協議のうえ決定する。

(3) ゼロカーボン促進ロゴマーク等の制作

ア ロゴマーク等の制作

(ア) 受託者は、本市におけるゼロカーボンの促進に繋がるロゴマークデザイン及びキャッチフレーズ(以下「ロゴマーク等」という。)を制作する。

(イ) ロゴマーク等は、次の全ての要件を満たすものとする。

- a 本市の特徴を踏まえた藤沢市らしいものであり、かつ、脱炭素社会の実現に向けて意欲的に取り組む姿勢が市民に分かりやすく伝わるものであること。また、横断幕やのぼり旗のほか、名刺やチラシなどの印刷物等に表示することを想定し、目に留まりやすく、印象に残るデザインとなっていること。
- b 単色刷りでも識別が可能なデザイン及び配色であること。
- c ユニバーサルデザインに配慮したデザインとすること。

(ウ) デザインは模倣等のないオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。

(エ) ロゴマーク等は、一体又は別で使用できるデザインであること。

(オ) 受託者は、異なる内容のロゴマーク等の案を3案程度制作し、委託者と協議のうえ決定すること。なお、ロゴマーク等は、契約期間において修正を加える場合があるため、その作業費用も考慮すること。

(カ) 著作権等の問題が発生しないよう、権利処理等の手続きが必要な場合は受託者において行うこと。

イ ガイドラインの制作

受託者は、ロゴマーク等の使用及び運用に関するガイドラインを制作する。制作に当たっては、次の基本項目について記載するほか、本業務の過程において委託者と協議のうえ必要とされた事項に関する規定を設けること。

(ア) コンセプト及びモチーフの解説

(イ) 基本形の提示

(ウ) バリエーションの提示(組合せ・配置・展開例)

(エ) 色の指定(フルカラー・モノクロ(濃淡有無)・単色)

(オ) 使用可能なバリエーションの規定

(カ) スケーリング規定(最小サイズ等)

(キ) アイソレーション規定(不可侵領域)

(ク) 視認性確保の規定(画像・写真上での展開など)

(ケ) 使用禁止例の提示、展開時の禁止事項の設定

ウ 広告物の制作

受託者は、ロゴマーク等を使用した次の広告物を制作する。

(ア) 横断幕

(イ) のぼり旗

(ウ) ロールアップバナー

(エ) 看板

- (才) テーブルクロス
- (カ) フォトスポット用パネル

エ 成果品

- (ア) ロゴマーク等及びガイドラインは、次の形式により、電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で3部納品すること。

成果品	要件
ロゴマーク等	AI 形式、PDF 形式、画像形式(JPEG、GIF 又は PNG)
ガイドライン	PDF 形式及び Word 形式

- (イ) 広告物は次表に記載の数量・規格を納品すること。

成果品	数量	規格
横断幕	5	幅 5,000mm×高さ 1,000mm
のぼり旗	6	幅 600mm×高さ 1,800mm 屋外で繰り返し使用可能
ロールアップバナー	6	幅 600mm×高さ 1,800mm 屋内展示用、自立型
看板	1	幅 2,700mm×高さ 600mm ハレパネ看板、幅 675mm×4 の貼り合わせにより折りたたみ可能
テーブルクロス	16	3,200mm×1,400mm 幅 1,800mm の長机で使用を想定 しわになりにくい素材を用いること
フォトスポット用パネル	1	自立型パネル(幅 1,200mm×高さ 1,500mm 程度を想定)及びバックパネル(幅 2,200mm×高さ 2,200mm 程度を想定)をそれぞれ1つ制作

- (ウ) 成果品の納入期限は、委託者と事前に協議のうえ決定する。

(4) その他

- ア 受託者は、各種検討、協議、連絡調整のため、委託者との打合せを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。なお、打合せ以外にも、委託者と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うものとする。
- イ 各種協議、打合せ等を行った際は、その都度受託者で議事録を作成し、委託者へ提出するものとする。
- ウ 本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、市の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

5 著作権等の扱い

- (1) 成果品に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む)、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、全て委託者が保有するものとする。
- (2) 作成した映像、デザイン、イラスト等は、全て委託者に電子データにて納品し、本契約期間終了後においても、委託者が自由に加工を行い、公表できるものとする。
- (3) 本業務委託により得られる著作物の著作人格権について、受託者は将来に渡りいかなる場合も行使しないものとする。
- (4) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (5) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- (6) 受託者は、本業務で制作・納品された成果品を期間の期限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表(公開、配布、放送等)することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うものとする。
- (7) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

6 データの保護

(1) 秘密保持

受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、本市が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏洩してはならない。委託業務終了後も同様とする。

(2) 第三者提供の禁止

受託者は、本市が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(3) 複写・複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許諾なく複写又は複製してはならない。

(4) 事故発生時における報告業務

受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

(5) 記録媒体上の情報の消去

受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体(磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体)上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時に全て消去すること。また、契約解除の場合においては、速やか

に消去すること。

(6) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応し、市は責任を負わない。

(7) 映像の編集

映像や画像の差し替えが必要な場合は、市は映像や画像の差し替え等の編集を行うことができるものとする。

7 セキュリティ対策等

受託者は、セキュリティ対策について、以下の対策を行うこととする。

(1) 情報を扱う端末について

ア ユーザごとにID・パスワード(パスワードは十分な長さ(8文字以上推奨)とし、文字列は想像しにくいもの(アルファベットの大文字及び小文字の両方を用い、数字や記号を織り交ぜる等)を設定する)を設定し、アクセス制限を設けること。

イ ワイヤーロック等による盗難対策を行うこと。

ウ 遠隔操作ロックによる端末紛失時の対策を行うこと。

エ 外部記録媒体の制御を行うこと。

オ ウィルス対策ソフトを導入すること(インターネットに接続する場合は、常に最新のパターンファイルを適用すること)。

カ 個人情報を記録したファイル等を保存する際は、パスワード(市が指定する文字種及び文字数の条件を満たすもの)等による暗号化の対策を講じること。

(2) ソーシャルメディアサービスの管理

受託者は、ソーシャルメディアサービス(以下「SNS」という。)の管理について、次のとおり対策するとともに、アカウント管理上の問題が生じた場合は、受託者の責任において適切に対応すること。

ア 本市のアカウントによる発信が、実際の本市のものであることを明らかにするために、本市の自己管理ウェブサイトに当該情報を掲載して参照可能とするとともに、当該アカウントの自由記述欄等にアカウントの運営組織を明示する等の方法でなりすまし対策を行うこと。

イ SNS等を利用する端末及びインターネット回線は受託者が用意すること。また、利用端末を特定し、その端末のパスワード、生態認証に係る情報等の認証情報及びこれを記録した媒体(ICカード等)の認証情報を適切に管理するなどの方法で、不正アクセス・アカウント乗っ取りの対策を行うこと。

ウ アカウントのパスワードは上記(1)アと同様の設定をすること。また、パスワードを知る担当者を限定し、パスワードの使い回しをしてはならない。

エ アカウント乗っ取りを確認した場合に、被害を最小限にするための措置を講じること。

オ 非公開情報や個人情報を発信してはならない。

カ SNS等のサービスが終了又は停止した場合を想定し、発信した情報のバックアップを取得しておくこと。

(3) その他

ア 作業場所については、機械警備、監視カメラ、有人監視、IDカード等によるセキュリティ管理を講じること。

イ 紙媒体や外部記録媒体等で個人情報を保管する際は、鍵のかかるキャビネット等に保管すること。

ウ 個人情報が入った媒体等を運搬する際は、2人以上で行うこと。

エ プログラム終了後、不要になった時点で情報を復元不可能な状態に消去すること。

オ その他、必要に応じて情報漏洩対策を講じること。

8 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」、「藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」、別紙「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」、及び別紙「ウェブサイト等のセキュリティ対策に関する仕様書」を遵守すること。

また、藤沢市情報セキュリティポリシー＜基本方針＞の趣旨を理解し、情報資産の適切な管理に努めること。

9 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に定めるもののほか、藤沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第4条及び第5条の趣旨並びに藤沢市職員サポートブックの内容を踏まえ、障がい者に対する適切な対応を行うこと。

10 地球温暖化対策への取組

藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること。

11 委託金額の支払い

委託金額の支払いについては、完了払いとする。

12 その他

(1) 法令等の遵守

受託者は、委託業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守すること。

(2) 再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること

はできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。

(3) 実施体制

受託者は、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備すること。また、本業務に類似する業務経験を有する者を適正に配置すること。

(4) 受託者負担

本業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

(5) 双方協議

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者双方において協議して決定する。また、契約後、本仕様書の内容を変更する必要が生じた場合においても、委託者と受託者双方において協議して決定する。

以上